

宮城県公報

行 政 部 門
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○保安林の指定	一	(森林整備課)	ページ
○保安林の指定施設要件の変更の予定	一	(同)	
○道路の区域変更	二	(道路課)	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	二	(森林整備課)	
○開発行為に関する工事の完了	三	(建築宅地課)	
○政治団体の届出	三		
○政治団体の届出事項の異動届	三		
○政治団体の解散届	四		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分)	四		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十九年分)	五		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分)	六		
○資金管理団体の指定取消し等の届出	七		
○公安委員会	七		
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	七		
○相川沢川十三浜二号事件裁決手続開始決定の更正決定	八		
○相川沢川十三浜二号事件裁決手続開始決定の更正決定	八		

告 示

○宮城県告示第五百四十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成三十年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷五九の一、九八の五、一〇一の二、一〇二、一〇五、一〇七の一、一一三の二、一一九の一、一二五、一二六、一二七の一、一二七の二、一二九の一、一三〇の五、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三七の一、六〇の一、六一の二、六五の五、六五の六、六八の一、六八の二、六九から七一まで、八二・八三・九八の四・九九・一〇一の一・一〇三・一〇四・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・一一一の一・一二七の一・一二八・一二〇の一・一二二・一二三の一・一二三の三・一二三・一二四・一二八・一二八・一三〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇九地先・一一一の一地先(以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、字後田六の一、二・五の一・五の二・八・八の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字神明前一の一、二の五、二の六、二の八、二の九、四、六の一(次の図に示す部分に限る。)、字神明裏二九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百四十三号

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年五月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字尾西百二十七番八
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
巨理郡山元町山寺町東二十四番地三
丹野 裕介

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党宮城支部 菅井 一男 栗原 裕美 仙台市青葉区本町三一六 〇 平成三十年四月五日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日
新しい風気仙沼の会 斉藤巳寿也 斉藤巳寿也 気仙沼市田中前四一五一七 平成三十年

堺まさる後援会 堺 健 三上洋一郎 気仙沼市駒形一一一 平成三十年三月十六日

佐藤仁一後援会 佐藤 斉子 佐藤 良 気仙沼市唐桑町中井一二五 平成三十年四月九日

緑の会 平井 緑子 平井 緑子 仙台市宮城野区原町一一三六六 平成三十年四月十一日

山口ふみひろ後援会 安藤 貞勝 安藤 貞勝 大崎市鹿島台大迫字下志田七〇〇 平成三十年三月三十日

山田ひろのぶ後援会 齋藤 邦男 門澤 俊夫 巨理郡巨理町字中町東二〇三一 平成三十年四月二日

わたなべ俊一後援会 横倉 純 松田 勝幸 富谷市富谷新町一二三 平成三十年四月十九日

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年五月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党多賀城市支部 深谷 晃祐 主たる事務所 多賀城市町前二 一四一二七 多賀城市八幡三 一三一六 平成三十年四月四日

自由民主党松島町支部 阿部 幸夫 主たる事務所 宮城県松島町北 小泉字山神三六 谷字地藏四二 阿部 幸夫 太齋 雅一 平成三十年四月七日

自由民主党加美町支部 皆川章太郎 会計責任者 畠山 智史 我孫子義輝 平成三十年四月一日

立憲民主党宮城県第二区総支部 鎌田さゆり 会計責任者 佐々木雄一 菅沼 恵一 平成三十年四月四日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日
活力ある塩釜を創る 佐藤 光樹 代表者 佐藤 光樹 鈴木 功 平成三十年

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 ○宮城県選挙区第六十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成三十年五月二十二日

宮城県選挙区管理委員会
 委員長 伊 東 照 夫
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)
 鈴木しげお連合後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 繁雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
 報告年月日 30. 4. 10 (30. 3. 31解散)
 1 収入総額 5,162,736
 前年繰越額 5,162,736
 2 支出総額 1,320,000
 3 支出の内訳
 経常経費 1,320,000
 人件費 360,000
 事務所費 960,000
 (その他の政治団体)
 青沼智雄連合後援会
 報告年月日 30. 4. 2 (29. 12. 20解散)
 1 収入総額 4,922
 前年繰越額 4,922
 2 支出総額 0
 伊藤ひとし後援会
 報告年月日 30. 4. 17 (30. 4. 17解散)
 1 収入総額 0

2 支出総額 0
 大友ぶんじ後援会
 報告年月日 30. 3. 14 (30. 3. 4解散)
 1 収入総額 172149
 前年繰越額 172149
 2 支出総額 0
 希望あふれる仙台をつくる市民の会
 報告年月日 30. 4. 2 (30. 4. 16解散)
 1 収入総額 6880031
 本年収入額 6880031
 2 支出総額 6880031
 3 本年収入の内訳
 寄附 6880030
 個人分 1880030
 政治団体分 5000000
 その他の収入 1
 一件十万円未満のもの 1
 4 支出の内訳
 経常経費 2839,413
 人件費 1,920,560
 備品・消耗品費 218,462
 事務所費 700,391
 政治活動費 4040,618
 組織活動費 706,290
 選挙関係費 103,680
 機関紙誌の発行その他の事業費 2,321,191
 機関紙誌の発行事業費 215,784
 宣伝事業費 2,105,407
 寄附・交付金 909,457
 5 寄附の内訳
 〔個人分〕

<p>年間五万円以下のもの</p> <p>1,880,030</p>	<p>(資金管理団体)</p> <p>大野たかゆきと一人ひとりが輝ける素敵な利府町をつくる会</p>
<p>〔政治団体分〕</p> <p>民進党宮城県総支部連合会</p> <p>5,000,000 仙台市青葉区</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 大野 尊行</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町長</p>
<p>小泉光を励ます会</p> <p>報告年月日 30. 4. 2 (30. 3. 20解散)</p>	<p>報告年月日 30. 4. 27 (30. 3. 31解散)</p>
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>
<p>佐藤仁一後援会</p> <p>報告年月日 30. 4. 9 (30. 3. 30解散)</p>	<p>鈴木しげお連合後援会</p>
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 繁雄</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p>
<p>地方自治を推進する会</p> <p>報告年月日 30. 4. 2 (29. 12. 28解散)</p>	<p>報告年月日 30. 4. 10 (30. 3. 31解散)</p>
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>1 収入総額 384,2736</p> <p>2 支出総額 330,000</p>
<p>とよしま正人後援会</p> <p>報告年月日 30. 4. 17 (30. 4. 8解散)</p>	<p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 330,000</p> <p>人件費 90,000</p> <p>事務所費 240,000</p>
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>(その他の政治団体)</p> <p>伊藤ひとし後援会</p>
<p>わたなべ俊一後援会</p> <p>報告年月日 30. 4. 19 (29. 12. 31解散)</p>	<p>報告年月日 30. 4. 17 (30. 4. 17解散)</p>
<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>
<p>○河野謙一郎長六十七号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年五月二十二日</p>	<p>大友ふんじ後援会</p> <p>報告年月日 30. 4. 25 (30. 3. 4解散)</p>
<p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 伊 東 則 夫</p>	<p>1 収入総額 172,149</p> <p>2 支出総額 172,149</p>
<p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p>	<p>希望あふれる仙台をつくる市民の会</p> <p>報告年月日 30. 4. 20 (30. 4. 16解散)</p>
	<p>1 収入総額 0</p>

2 支出総額 0

小泉光を励ます会

報告年月日 30. 4. 2 (30. 3. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤仁一後援会

報告年月日 30. 4. 9 (30. 3. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

とよしま正人後援会

報告年月日 30. 4. 17 (30. 4. 8解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成三十年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日

大野 尊行 大野たかゆきと一人ひとりが輝ける素敵な利府 町をつくる会 平成三十年三月三十一日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなく なった年月日

鈴木 繁雄 鈴木しげお連合後援会 平成三十年三月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定

める。

平成30年5月22日

宮城県公安委員長 山口 哲男

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業の停止等の通知) 第9条 (略)	(営業の停止等の通知) 第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止、法第30条第3項の規定による浴場営業、興行場営業又は旅館業の停止、法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止、法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止、法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止、法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止、法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止及び法第35条の4第2項又は同条第4項第2号の規定による接客業務受託営業の停止を命ずるときは、営業停止命令書を交付して行うものとする。	3 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止、法第30条第3項の規定による浴場営業、興行場営業又は住宅宿泊事業の停止、法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止、法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止、法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止、法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止、法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止及び法第35条の4第2項又は同条第4項第2号の規定による接客業務受託営業の停止を命ずるときは、営業停止命令書を交付して行うものとする。
4～6 (略)	4～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行の日（平成30年6月15日）から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第7号

平成30年3月19日付けで当委員会が行った二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事（左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事（相川沢川十三浜2号事件）に係る裁決手続開始決定について、平成30年5月14日付けで別紙のとおり更正する。

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

平成30年5月22日

宮 城 県 収 用 委 員 会